

【資料編】

○ 第2次函館市障がい者基本計画（抜粋）

I 総論

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

本市においては、昭和59年の「障害者に関する函館市行動計画」、平成4年の「障害者に関する当面の重点施策」、平成9年の「障害者に関する新函館市行動計画」、平成18年の「函館市障がい者基本計画（平成18年度～平成27年度）」により、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもとに「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまち」の実現をめざし、各種の障がい者施策を推進してきました。

この間、障がい者施策は大きく変化し、平成15年度には、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択する支援費制度が導入され、平成18年度の障害者自立支援法の施行により、これまで障がいの種別ごとに提供されていた障がい福祉サービス等が、その種別にかかわらず一元的に提供される仕組みに変わるとともに、利用者負担の見直しや国と地方の財政責任の明確化が図られました。

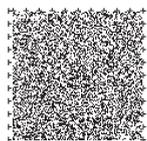
また、平成25年4月には、障害者自立支援法が改正され、障がい福祉サービス等の対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者などに対する支援の拡充を行うことを明記した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。

さらに、国においては、障害者基本法の改正をはじめ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定など国内法令の整備により、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准しました。

「第2次函館市障がい者基本計画」は、障がい児・者を対象として実施した実態調査により、障がいのある人やその家族などが抱えるニーズや意向などの把握に努め、国の「障害者基本計画」や北海道の「第2期北海道障がい者基本計画」を踏まえつつ、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がい者施策の推進方向を示す計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定するもので、「函館市地域福祉計画」、「函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画」、「函館市子ども・子育て支援事業計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら、今後の障がい者施策の基本となる計画として位置づけられるものです。



3 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10か年とします。なお、社会情勢やニーズの変化、前期の事業の進捗状況などを踏まえ、中間年に後期の推進について検討します。

4 対象とする障がいのある人の範囲

この計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

第3 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

この計画は、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らす共生社会の実現のため、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」をめざします。

2 計画の基本的な方向

(1) 地域生活の支援体制の充実

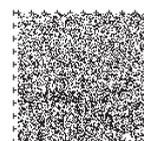
障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送るため、一人ひとりの障がいの特性などに応じた保健、医療、福祉サービスの提供体制や、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援体制の充実を図ります。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が、社会の一員として自分らしく生きがいを持って暮らし、個性と能力を十分発揮し、自己実現をめざすことができるよう、障がいなどの早期発見、早期療育の支援体制や、ライフステージや障がいの状況に応じた様々な支援体制の充実に努めます。障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送るため、一人ひとりの障がいの特性などに応じた保健、医療、福祉サービスの提供体制や、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援体制の充実を図ります。

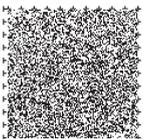
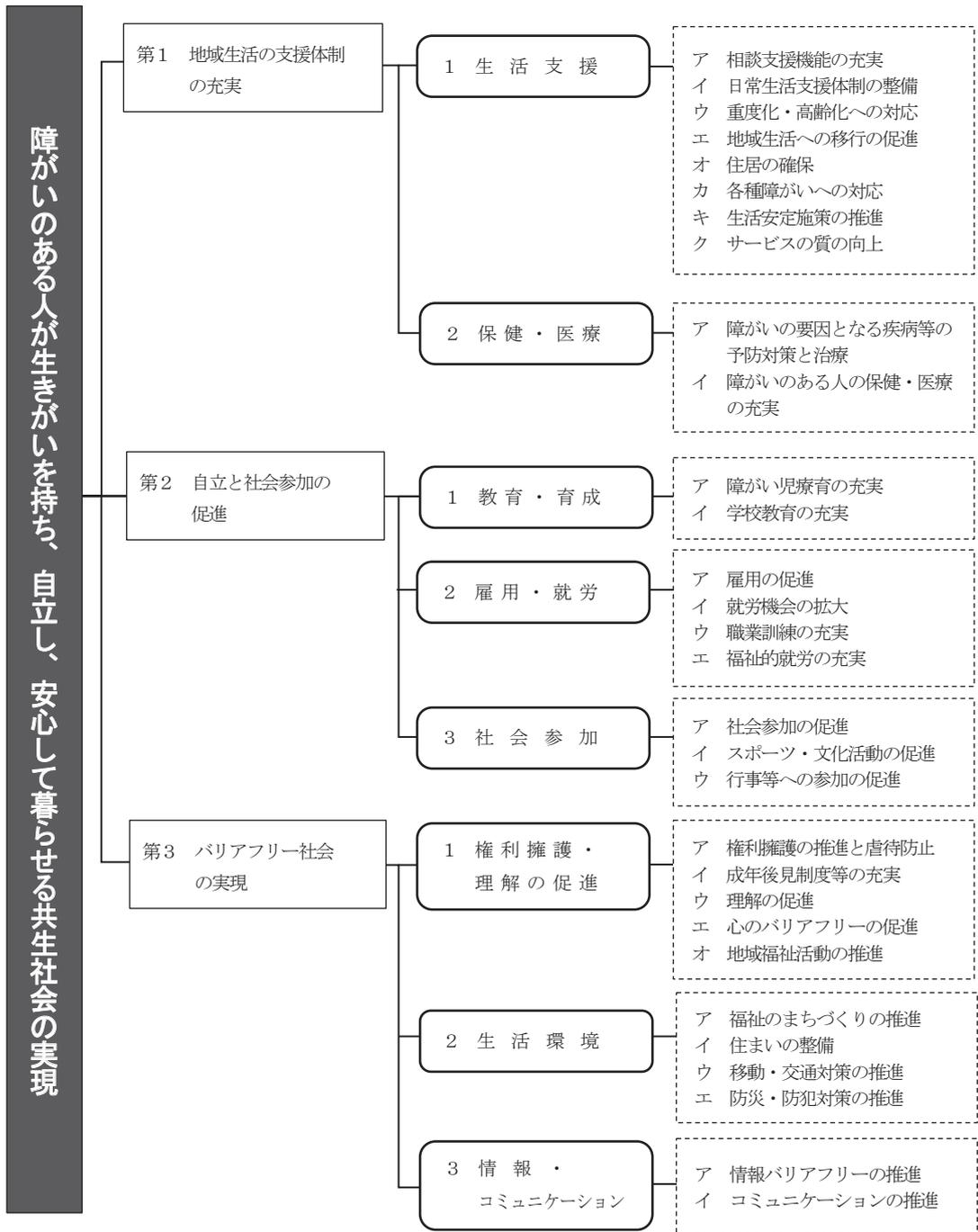
(3) バリアフリー社会の実現

障がいの有無にかかわらず、共に支え合う社会の実現をめざし、社会的障壁を取り除き、障がいや病気に対する理解を深めるための普及・啓発や障がいの特性に応じた支援体制の充実に努めるとともに、障がいのある人への差別や虐待をなくすための権利擁護の充実に向けた取組みを推進します。



3 施策の体系

【基本理念】 【基本的な方向】 【施策区分】 【施策の推進方向】



○ 第2次函館市障がい者基本計画後期推進指針（抜粋）

I 第2次函館市障がい者基本計画策定の基本理念

「第2次函館市障がい者基本計画」（以下「計画」という。）は、平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までの10年間を計画期間として、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らす共生社会の実現のため、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」をめざして、平成27年度(2015年度)に策定しました。

II 後期推進指針作成の趣旨

計画期間の中間年にあたり、計画の基本理念を変えることなく「障害者総合支援法」、「児童福祉法」等の改正など障がい者制度改革を進める国の動向や北海道の障がい者施策等を含めた社会情勢の変化を見据えるほか、障がいの有無、年齢、性別などを超えて、地域で生活する全ての人が、互いに多様な個性を理解し合い、思いやる地域社会の構築をめざす市の地域福祉施策や計画の前期の事業の進捗状況などを踏まえて、障がいのある人のニーズに応じた各種施策を効率的に推進するため、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までを期間とする後期推進指針を作成するものであります。

III 後期推進指針の視点

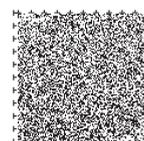
後期推進指針については、計画における「（1）地域社会の支援体制の充実」、「（2）自立と社会参加の促進」および「（3）バリアフリー社会の実現」の基本的な方向に加え、個別事業ごとに、これまでの主な取組状況から課題を捉えた上で、次の視点で各種施策を推進していきます。

1 相談支援体制の充実と強化

障がいのある人が地域において、自立した日常生活や社会生活を送るため、多様化するニーズや課題に対応し、重度化・高齢化した人であっても必要なサービスが利用できるよう取組を進めます。

2 障がいのある人の地域生活への移行の促進

福祉施設に入所している人に加え、特に重度化・高齢化した障がいのある人や長期入院している精神障がいのある人の地域生活への移行を促進するための取組を進めます。



3 地域社会の支え合い

地域社会に移行した人が、安心して自立した生活を営むことができるよう取組を進めます。

4 障がいのある人の就労の促進

障がいのある人が、その程度にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持って生活できるよう、個々のニーズや特性に配慮しながら取組を進めます。

5 障がいのある子どもに対する支援の強化

障がいのある子どもおよびその保護者を支援するための取組を進めます。

6 権利擁護の推進

障がいのある人の権利と利益を擁護するための取組を進めます。

